

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年7月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(料金の納入期限)

第8条 条例第22条に規定する料金の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書により納付する場合は、納入通知書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。

(2) 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により納付する場合は、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信した日から起算して10日を経過した日とする。

(3) 口座振替による場合は、条例第15条第1項に規定する定例日の属する月の翌月の17日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納入期限が、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6及び別表第7を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量料金 (1立方メートルにつき)
1	10立方メートルに条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数 (以下「使用者数」という。) を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量 (以下「選択された水量」という。) を控除して得た水量までの部分 (当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)	円 10

2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	177
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	180
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	208
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	226
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	243
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	284
8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	326

別表第2（第6条関係）

条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量	従量料金（1立方メートルにつき）
---------------------------	------------------

1	20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	円 10
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え、40立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	177
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	180
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	208
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	226
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	243
7	6の項の規定により計算して得た水量を超え、10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）	284

8	7の項の規定により計算して得た水量を超える部分	326
---	-------------------------	-----

別表第4（第13条関係）

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
		円
20ミリメートル以下	5立方メートル	920
25ミリメートル	10立方メートル	1,900
40ミリメートル	10立方メートル	2,780
50ミリメートル	50立方メートル	18,300
75ミリメートル	100立方メートル	35,910
100ミリメートル	250立方メートル	71,600
150ミリメートル	500立方メートル	134,260
200ミリメートル	1,000立方メートル	281,520

別表第5（第13条関係）

給水管の呼び径	使用水量	従量料金（1立方メートルにつき）
		円
20ミリメートル以下	5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	177
	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	204
	500立方メートルを超える部分	238
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	177

25ミリメートル及び40ミリメートル	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	204
	500立方メートルを超える部分	238
50ミリメートル	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	204
	500立方メートルを超える部分	238
75ミリメートル	100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	204
	500立方メートルを超える部分	238
100ミリメートル	250立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	204
	500立方メートルを超える部分	238
150ミリメートル	500立方メートルを超える部分	238
200ミリメートル	1,000立方メートルを超える部分	238

リメー トル		
-----------	--	--

別表第6（第13条関係）

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
		円
20ミリメートル以下	10立方メートル	1,840
25ミリメートル	20立方メートル	3,800
40ミリメートル	20立方メートル	5,560
50ミリメートル	100立方メートル	36,600
75ミリメートル	200立方メートル	71,820
100ミリメートル	500立方メートル	143,200
150ミリメートル	1,000立方メートル	268,520
200ミリメートル	2,000立方メートル	563,040

別表第7（第13条関係）

給水管の 呼び径	使 用 水 量	従量料金（1立方 メートルにつき）
		円
20ミリ メートル 以下	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部 分	10
	20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部 分	177
	40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部 分	180
	60立方メートルを超え、200立方メートルまでの 部分	208
	200立方メートルを超え、1,000立方メートル までの部分	204
	1,000立方メートルを超える部分	238
	20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部 分	177

25ミリメートル及び40ミリメートル	40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	180
	60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	204
	1,000立方メートルを超える部分	238
50ミリメートル	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	204
75ミリメートル	200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	204
	1,000立方メートルを超える部分	238
100ミリメートル	500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	204
	1,000立方メートルを超える部分	238
150ミリメートル	1,000立方メートルを超える部分	238
200ミリメートル	2,000立方メートルを超える部分	238

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市水道事業条例施行規程第8条並びに別表第1，別表第2，別表第4，別表第5，別表第6及び別表第7の規定は，平成25年10月1日以後に決定する使用水量に係る料金について適用し，同日前に決定する使用水量に係る料金については，なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及びお客さまサービス推進室)